

口永良部島警戒区域設定について

1. 警戒区域の設定範囲

口永良部島新岳の火口から半径2 km以内及び向江浜地区

2. 警戒区域の設定内容

安全対策、専門家の意見などを総合的に勘案し、今後も安全上の大きなリスクが懸念され、人の生命又は身体に対する危険を防止する必要があるため、災害対策基本法第63条に基づき、平成28年6月25日午前10時に警戒区域を設定する。

これにより、当該区域に消防隊、警察、自衛隊等の緊急事態応急対策に従事する者以外の者が屋久島町長の許可なく立入りを行うことは禁止されることになる。

(違反した者に対しては、10万円以下の罰金または拘留措置)

※災害対策基本法第116条関係

3. 一時立入りについて

町が指定する立入申請書を提出いただき、条件付きの許可を得たうえで、一時立入りを認めることとする。

詳しくは、屋久島町と事前協議し、指示を仰ぐものとする。

(参照条文)

第六十三条

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なつたときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

3 第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にはいない場合に限り、[自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十三条第二項](#)の規定により派遣を命ぜられた同法第八条に規定する部隊等の自衛官（以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。）の職務の執行について準用する。この場合において、第一項に規定する

措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

4 第六十一条の二の規定は、第一項の規定により警戒区域を設定しようとする場合について準用する。

第百十六条

次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金又は拘留に処する。

二 第六十三条第一項の規定による市町村長（第七十三条第一項の規定により市町村長の事務を代行する都道府県知事を含む。）の、第六十三条第二項の規定による警察官若しくは海上保安官の又は同条第三項において準用する同条第一項の規定による災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の禁止若しくは制限又は退去命令に従わなかつた者

3 . 一時立入りについて

町が指定する立入申請書を提出いただき、条件付きの許可を得たうえで、一時立入りを認めることとする。

詳しくは、屋久島町と事前協議し、指示を仰ぐものとする。